

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 疑わしい取引の届出に係る事項に係る規定の整備

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者による疑わしい取引の届出に係る事項を定めることとする。（第十六条  
関係）

二 その他

その他所要の規定を整備する。

三 施行期日等

- (一) この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとする。（附則第一条関係）

(二)

所要の経過措置を設ける。

(附則第二条から第五条まで関係)